
プロジェクト	リース
項目	少額リースに関する簡便的な取扱い

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）また、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、少額リースに関する簡便的な取扱いに関する検討を行うことを目的としている。

II. 本公開草案における提案及びこれまでの検討状況

本公開草案における提案

3. 本公開草案においては、次の(1)又は(2)について、借手は、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上しない簡便的な取扱いを提案している。
 - (1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース（以下「重要性が乏しい減価償却資産と同様の基準」という。）
 - (2) 次の①又は②を満たすリース
 - ① 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約 1 件当たりの借手のリース料が 300 万円以下のリース（以下「300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱い」という。）
 - ② 原資産の価値が新品時におよそ 5 千米ドル以下のリース（以下「IFRS 第 16 号における簡便的な取扱い」という。）
4. 前項(2)の選択を認めている理由は、次のとおりである。
 - (1) 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いと IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いのどちらが広範に簡便的な取扱いとなるかは一概にはいえない。

- (2) 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いについては、これを継続することを認めることによって追加的な負担を減らすことができる。また、IFRS 任意適用企業が「IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す」方針とも整合する。

III. 本公開草案に寄せられた主なコメントに対する対応

個別検討事項

5. 第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）及び第 132 回リース会計専門委員会（2023 年 9 月 4 日開催）における審議の結果、次の点について個別検討事項として検討することとした。

(300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱い)

- (1) 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いに関する金額の閾値
- (2) 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いについて、解約不能期間に基づいて閾値を定める点

(IFRS 第 16 号における簡便的な取扱い)

- (3) IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いについて米ドルで閾値を設定している点
 - (4) 現在の経済環境等に則した適切な金額設定することを妨げない点
 - (5) 原資産の価値が新品時に限るべきではない点
 - (6) 他の通貨建てのリースにも適用できることを明確化する点
 - (7) IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いを IFRS 任意適用企業に限る点
6. このうち、前項(6)については文案の記載に関するものであるため、本資料での検討は行わず、コメント対応表で対応案を記載している。

寄せられたコメントの分析及び対応案の検討

(300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いに関する金額の閾値)

寄せられたコメントの分析

7. 本資料第5項(1)の300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いに関する金額の閾値については、次のとおり金額の閾値を引き上げるべきとの意見と引き下げるべきとの意見の両方が聞かれている。
- (1) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースである場合とあるが、重要性の判断は会社ごとに設けるものであり、一律で300万円までという制限は付与すべきではない。また、仮に制限を設けるにしても300万円の根拠について昨今のインフレが反映されておらず、ドル換算で考えると500万円辺りが適正值と考える(審議事項(7)-5-2の10-8))。
 - (2) 現在のオペレーティング・リースの金額基準が300万円であることは理解している。これについて、日本に限らず昨今の物価上昇を踏まえると300万円では心もとないことが想定されるため。最大1,000万円まで引き上げ、実務負担の軽減を図るよう最大限配慮すべきと考える。そもそも300万円の根拠が乏しく、1,000万円まで引き上げたところで利用者の意思決定を誤らせるだけの不都合があるとは考えづらい(審議事項(7)-5-2の10-9))。
 - (3) 法人税法との平仄を揃えて、「税法の少額資産」の定義である「20万円未満」を「少額リース」の基準とするべきである。少なくとも、IFRS並みに5,000米ドルに近い日本円で定義した金額、例えば50万円以下とするべきである(審議事項(7)-5-2の10-10))。
8. 現行の企業会計基準適用指針第16号における金額の閾値(300万円)は、開発当時、ファイナンス・リース取引について企業全体における捕捉率を考慮して定められたものである¹。金額の閾値を引き上げるべきとの意見に対して、300万円の金額の閾値は、実務に深く浸透し、企業の適用コスト増加の軽減に資するものとなっていることになっていると考えられること、また、金額の閾値を引き上げる場合、国際的な会計基準との整合性が一定程度損なわれる可能性があること及び金額の基準値の根拠も希薄になることを踏まえ、変更しないことが考えられる。

また、金額の閾値を引き下げるべきとの意見に対して、300万円の金額の閾値は、実務に深く浸透していること、300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いとIFRS第16号と同様の取扱いを比較した場合、適用単位の定め方、数値、条件が異なるため、どちらの取扱いが広範であるかは一概にはいえないと考えられる。したがって、300万円以下のリ

¹ 公益社団法人リース事業協会が2006年に実施した調査では、リース契約ごとに機種別・契約金額規模別の構成比を算出した結果、300万円以下のリース契約金額の構成比は16.8%であり、仮に300万円以下のリース取引をオンバランスしない場合でも、リース契約の83.2%が捕捉されるとされていた。

ースに関する簡便的な取扱いを設けることが明らかに国際的な会計基準における取扱いと相違するとまではいえないと考えられる。

9. また、本資料第 7 項(1)及び(2)の物価変動を考慮して金額を見直すべきとの意見については、他の会計基準も含め具体的に金額の閾値を定めている場合²に物価変動（インフレーションやデフレーション）があるとしても、その都度金額の閾値を見直してはならず、実務に深く浸透した金額の閾値を見直すまでには至らないと考えられる。

対応案

10. 本資料第 8 項及び前項を踏まえると、本公開草案の提案を変更しないことが考えられる。

(300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いについて、解約不能期間に基づき閾値を定める点)

寄せられたコメントの分析

11. 本資料第 5 項(2)は、借手のリース期間ではなく解約不能期間に基づいて算出されたリース料総額に対して閾値を定めるべきとする意見であり、簡便的な取扱いの適用において延長オプション等の借手のリース期間の見積りが煩雑であるという趣旨である。
12. この点、確かに借手のリース期間について、延長オプション等を考慮して借手のリース期間を見積るのは煩雑さを伴う可能性があるが、使用権資産及びリース負債を計上する際には借手のリース期間に延長又は解約オプションの対象期間を含めることを求めているため、重要性の基準値においても延長・解約オプションの対象期間を含めないと首尾一貫性に欠けることになると考えられる。

対応案

13. 前項を踏まえると、本公開草案の提案を変更しないことが考えられる。

(IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いについて米ドルで閾値を設定している点)

寄せられたコメントの分析

² 例えば、企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」における関連当事者が法人グループである場合の特別損益に関する開示基準（同適用指針第 15 項(1)③）や関連当事者が個人グループである場合の開示基準（同適用指針第 16 項）がある。

14. 本資料第3項(2)②のとおり、本適用指針案では、IFRS第16号における簡便的な取扱いについて、「原資産の価値が新品時におよそ5千米ドル以下のリース」として定めているところ、次の意見が聞かれている。
- (1) 本適用指針本文では「一定額以下」として定めるべき（又は金額を削除すべき）である（審議事項(7)-5-2の10-2）10-18）、10-19）及び10-20）。
 - (2) 金額の閾値を日本円で定めるべきである（審議事項(7)-5-2の10-11）。
 - (3) 企業が物価・為替水準等を比較し、現在の経済環境等に則した適切な金額設定することを妨げてはならない（審議事項(7)-5-2の10-14）。
15. ここで、IFRS第16号における簡便的な取扱いについては、次の3つの定め方が考えられる。
- (案1) 適用指針本文において「原資産の価値が一定金額以下のリース」と定め、結論の背景において、当該定めがIFRS第16号における原資産が少額であるリースの取扱いとの整合性を図ったものであることを追記する。
 - (案2) 適用指針本文において「原資産の価値が新品時におよそ60万円以下のリース」と定め（2015年の為替レート約120円で換算）、結論の背景において、当該定めがIFRS第16号における原資産が少額であるリースの取扱いとの整合性を図ったものであること、2015年の為替レート約120円で換算したものであることを追記する。
 - (案3) 本公開草案の提案から変更しない。
16. (案1)は、適用指針本文で具体的な金額を定めないため、「新品時に5千米ドル以下という規模の価値の原資産を念頭に置いていた」という金額の閾値の考え方が強調されると考えられるため、よりIFRS第16号の取扱いに近くなる利点がある一方で、300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いが具体的な金額の閾値を示していることに対して、IFRS第16号における簡便的な取扱いの方は「一定の金額」となってしまうことや、IFRS第16号における簡便的な取扱いと同時に適用可能な「重要性が乏しい減価償却資産と同様の基準」との関係が分かりにくくなる欠点があると考えられる。
17. (案2)は、日本円で金額の閾値が明確化される一方、IFRS第16号では円貨での閾値が明示されていない（為替レートの適用関係が明示されていない）ことを踏まえると、IFRS任意適用企業がIFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても基本的に修正が不要となることを想定するという目的を達成することができない可能性があるという欠点があると考えられる。

18. (案3)は、300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いが具体的な金額の閾値を示していることとの平仄が取れている点及びIFRS第16号の結論の根拠で記載されていることと同じ記載ぶりである点でIFRS第16号と同様の取扱いを定めるという目的が達成される利点があるが、日本基準において米ドルで金額の閾値が示されることへの違和感が聞かれている。

対応案

19. (案2)を採用する場合、IFRS第16号の適用と異なる可能性がある点でIFRS第16号と同様の取扱いを定めるという目的が達成されない可能性があること、(案3)についても日本基準において米ドルで金額の閾値が示されることとの違和感が聞かれていることを踏まえ、(案1)とすることが考えられるかどうか。

(現在の経済環境等に則した適切な金額設定することを妨げない点)

寄せられたコメントの分析及び対応案

20. 本資料第5項(4)の企業が物価・為替水準等を比較し、現在の経済環境等に則した適切な金額設定することを妨げてはならないとの意見については、「2015年において新品時に5千米ドル以下」との記載は、本適用指針が念頭においている原資産の価値の規模感を示すものであって、具体的な金額は企業が適切に設定することになると考えられる。
21. この点、本資料第19項の対応案のとおり(案1)を採用する場合、適用指針の本文では、「一定の金額以下」として記載され、具体的な金額は企業が適切に設定されることになると考えられることから、当該意見への対応も合わせて図られると考えられる。

(原資産の価値が新品時に限るべきではない点)

寄せられたコメントの分析

22. 本資料第5項(5)の意見については、中古車販売が活発である自動車リースにおいて、中古車のリースは一般的な商品であり新品購入価額を特定することは困難であることから、マーケットが確立している商品については中古車の購入価額が認められるべきであるとの意見である(審議事項(7)-5-2の10-12)。
23. 本適用指針案第20項(2)②の簡便的な取扱いは、IFRS任意適用企業が個別財務諸表にもIFRS第16号を適用した場合に同様の結果となることを意図して定めたものである。当該意見を採用入れると、IFRS第16号における簡便的な取扱いが、IFRS任意適用企業が個別財務諸表にもIFRS第16号を適用した場合に同様の結果となるという意図が達成されないことになる。

対応案

24. 前項を踏まえると、本公開草案の提案を変更しないことが考えられる。

(IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いを IFRS 任意適用企業に限る点)

25. 本資料第 5 項(7)の意見では、次の 2 つの意見が聞かれている (審議事項(7)-5-2 の 10-4)。

(1) 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いと IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いの選択を認めること背景は、IFRS 任意適用企業の連結財務諸表と日本基準で作成される個別財務諸表の整合性を図り、作成者の負担を軽減することであることから、後者の選択は IFRS 任意適用企業に限定すべきである。

(2) 仮に選択を認める場合、選択した方式を「会計方針に関する情報」の注記に資産の種類ごとに明記すべきである。

26. 前項(1)の意見については、IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いを定めている主な目的は、IFRS 任意適用企業の連結財務諸表と日本基準で作成される個別財務諸表の整合性を図り、作成者の負担を軽減することにある。しかしながら、IFRS 任意適用企業ではなくとも、本会計基準等を適用する企業が、IFRS 第 16 号を適用した結果と整合するような会計処理方法を選択することを妨げる特段の理由もないと考えられる。

27. また、本資料第 25 項(2)の意見に関しては、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 44-7 項³に基づき、重要な会計方針に該当すると企業が判断する場合には、注記を行うものと考えられる。

対応案

28. 本資料第 26 項及び前項を踏まえると、本公開草案の提案を変更しないことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料第 10 項、第 13 項、第 19 項、第 24 項及び第 28 項の対応案についてご意見を伺いたい。

以 上

³ 企業会計基準第 24 号第 44-7 項では次のとおり記載されている。

「なお、審議の過程では、開示の詳細さ（開示の分量）について、本会計基準において指針や目安を示すべきか検討を行ったものの、注記の内容は企業によって異なるものであり、したがって開示の詳細さは各企業が開示目的に照らして判断すべきものと考えられたことから、本会計基準では開示の詳細さについて特段定めないこととした。」

別紙 本公開草案の抜粋
【本適用指針案】

公開草案	企業会計基準適用指針第 16 号
<p>(少額リースに関する簡便的な取扱い)</p> <p>20. 次の(1)又は(2)について、借手は会計基準第 31 項の定めにかかわらず、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる。なお、(2)については、①又は②のいずれかを選択できるものとし、選択した方法を首尾一貫して適用する。</p> <p>(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース</p> <p>ただし、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用し、リース契約に複数の単位の原資産が含まれる場合、当該契約に含まれる原資産の単位ごとに適用することができる。</p> <p>(2) 次の①又は②を満たすリース</p> <p>① 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約 1 件当たりの借手のリース料が 300 万円以下のリース</p> <p>この場合、1 つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合、異なる科目ごとに、その合計金額</p>	<p>(新 設)</p> <p>[参考:企業会計基準適用指針第 16 号第 35 項]</p> <p>35. 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは、次の(1)から(3)のいずれかを満たす場合とする。</p> <p>(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引</p> <p>ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できる。</p> <p>(2) リース期間が 1 年以内のリース取引</p> <p>(3) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件当たりのリース料総額(維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができ</p>

<p>により判定することができるものとする。</p> <p>② <u>原資産の価値が新品時におよそ5千米ドル以下のリース</u> <u>この場合、リース1件ごとにこの方法を適用するか否かを選択できるものとする。</u></p>	<p>る。)が300万円以下のリース取引</p> <p>なお、(3)の場合、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができるものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

BC34. 企業会計基準適用指針第16号では、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリースについて、簡便的な取扱いを認めていた。一方、IFRS第16号の結論の根拠では、IFRS第16号の開発時点である2015年において新品時に5千米ドル以下という規模の価値の原資産を念頭に置いて、リース1件ごとに簡便的な取扱いを選択適用できるとの考え方が示されている。企業会計基準適用指針第16号における300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いと、IFRS第16号における簡便的な取扱いを比較した場合、適用単位の定め方、数値、条件が異なるため、どちらの取扱いが広範であるかは一概にはいえないと考えられる。

BC35. 企業会計基準適用指針第16号における300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いを適用している企業においては、これを継続することを認めることにより、追加的な負担を減らすことができると考えられる。一方、IFRS任意適用企業においては、IFRS第16号における簡便的な取扱いを認めることにより、「IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す」方針と整合することになると考えられる。前項のとおり、これらの簡便的な取扱いについては優劣がつけがたいと考えられることから、いずれかを会計方針の選択として認めることとした(本適用指針第20項(2)参照)。

以 上